

修業年限通算制度について

修業年限通算制度とは、一定の条件を満たした AIIT 単位バンク登録生（科目等履修生）が正規学生として入学した場合に、AIIT 単位バンク登録生（科目等履修生）時に修得した単位及び学修した時間を、正規学生の修業年限に換算して通算することにより、入学後 1 年又は 1 年半での修了を可能とする制度です。

[対象者]

以下の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 本学に正規の学生として入学したときに、既修得として認定された単位数が以下の者

入学時期	既修得単位認定数
4月に入学する者	28 単位以上
10月に入学する者	18 単位以上

- (2) 前号で認定された各単位について、成績優秀であり、かつ、本学の正規学生と同程度体系的に修得していると判断される者

[通算が認められる期間]

以下のとおりとします。

入学時期	通算できる期間
4月に入学する者	1 年
10月に入学する者	6 月

[通算後の学年]

4月に入学する者については 2 年次第 1 期、10月に入学する者については 1 年次第 3 期に在籍する者として扱います。

※クォータ制のため 1 年間を第 1 期（第 1 クォータ）～第 4 期（第 4 クォータ）としています。

[制度の適用]

本人からの申請をうけて、本学で審査の上、適用可否を決定します。

また、本学教員との事前面談が必要となります。（次項参照）

[制度適用までの流れ]

以下の流れにそって、本申請前に仮申請及び本学教員との面談を行ってください。入学試験が済んでいない場合でも、できるだけ早い時期に事前面談を行っていただく必要があります。

①仮申請

東京都立産業技術大学院大学 修業年限通算制度担当 (tel:03-3472-7834 / Mail:info@aiit.ac.jp) に、制度適用希望の旨をご連絡ください。

②面談候補日の決定

後日、修業年限通算制度担当より、教員との面談日程の候補をご連絡します。

③面談の実施

単位の修得状況等を確認の上、通算制度の適用を行う上での履修のアドバイスや、意見交換等を行います。

④本申請（入学時）

⑤審査の上、適用可否を決定

[授業料]

本制度の適用を許可された場合の授業料は、実際の在学期間分となります。そのため、4月に入学する場合は1年分の授業料、10月に入学する場合は1年半分の授業料となります。ただし、1年間又は1年半で修了できなかった場合には、その在学期間に応じた授業料が別途発生します。

[既修得単位認定による授業料減免について]

本制度の適用が許可された場合、AIIT 単位バンク制度利用の既修得単位認定による授業料減免はされません。

[専門実践教育訓練給付金について]（令和3年2月 現在）

厚生労働省が運営する雇用保険の給付制度の一つである専門実践教育訓練給付金については、適用外となります。

※事業設計工学コースは一般教育訓練給付金対象講座ですが、専門実践教育訓練給付金と同様に、適用外となります。

[募集要項について]

本制度利用希望者のみに完成次第随時お渡しします。

問い合わせ先：

東京都立産業技術大学院大学
管理部管理課教務学生入試係
修業年限通算制度担当

電話：03(3472)7834

Mail：info@aiit.ac.jp